

## 公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予 定 価 格	契 約 金 額	落札率	再就職の役員数	備 考
令和7年4月分該当無し										
令和7年5月分該当無し										
令和7年6月分該当無し										
令和7年7月分該当無し										
令和7年8月分該当無し										
令和7年9月分該当無し										
令和7年10月分該当無し										
令和7年度 東京湾中央航路海上通信環境検討業務 東京湾口航路事務所及び東京湾内一般海域 R7.11.17～R8.3.30 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京湾口航路事務所長 東京湾口航路事務所 神奈川県横須賀市新港町13番地	R7.11.17	国際航業株式会社神奈川支店 神奈川県横浜市中区本町2丁目14番(大同生命横浜ビル)	9010001008669	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-1のとおり (簡易公募型プロポーザル)	11,616,000	10,967,000	94.4%		
令和7年12月分該当無し										
令和8年1月分該当無し										

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

令和7年度

東京湾口

随意契約理由書

(件名) 令和7年度 東京湾中央航路海上通信環境検討業務

本件は、下記の理由により、国際航業株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、当所所有の航路調査船「うらなみ」及び「べいさーち」と清掃兼油回収船「べいくりん」における各船舶間と、船舶と事務所間の安定したデータ通信確保に向けた、通信環境の検討を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、各船舶間と、船舶と事務所間の安定したデータ通信確保に向けて、海上での船舶通信に関する高度な専門性が求められることから、業務実績の少ない特殊業務である。また、業務を実施するにあたっては、東京湾の海上通信の特殊性を熟知したうえで、非地上系ネットワークを含めた安定した通信環境の検討を行う必要がある特殊な業務である。

したがって、多数の参加表明者による広汎な競争性と一層の品質確保を図るべく、簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)により発注することとした。

国際航業株式会社は、本事業実施に係るプロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、国際航業株式会社と随意契約致したい。

以上

## 公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
公有地使用料 1式	分任支出負担行為担当官 東京湾口航路事務所長 東京湾口航路事務所 神奈川県横須賀市新港町13番地	R7.4.1	横須賀市長 横須賀市小川町11	3000020142018	予決令第99条第1項第16号	1,595,700	1,595,700	100.0%		
令和7年5月分該当無し										
令和7年6月分該当無し										
令和7年7月分該当無し										
令和7年8月分該当無し										
令和7年9月分該当無し										
令和7年10月分該当無し										
令和7年11月分該当無し										
令和7年12月分該当無し										
令和8年1月分該当無し										

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。